

年次報告書の提出書類と記載例 (R7.3 版)

【報告書 (2 部)】

『年次報告書』(様式第 11)

提出部数: 2 部

※省令改正により記名のみ(押印不要)で報告できるようになりました。

[注意]

- ・ 確認書は 2 部のうち 1 部を添付して交付します。
- ・ 2 部ともホチキス止め又はクリップ止めで構いません。
- ・ 県での確認時に誤記入等が発見された場合は、修正後のものに差替えていただきます。
- ・ 報告する企業控え、会計事務所控え等が必要な場合には、これとは別に作成してください(次の捨印対応の場合も同様)。

<捨印による修正対応をご希望される場合>

従来と同様に捨印(法人実印)による修正対応も可能となりました。この場合は次のとおりご提出ください。

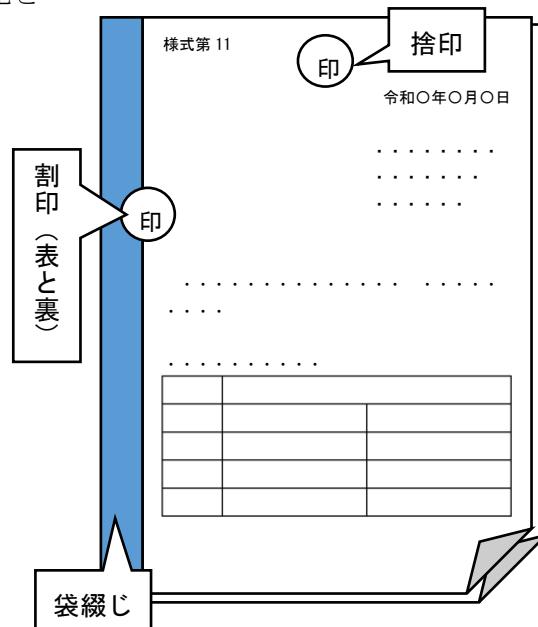
提出部数: 2 部(正本 1 + 副本 1)

※正本は捨印のみ、副本は袋綴じにして捨印・割印を押印

[注意]

- ・ 確認書は副本を添付して交付します。
- ・ 捨印は正本・副本いずれも 1 枚目の上部余白の中央付近に押印してください(2 枚目以降は不要)。
- ・ 正本はホチキス止め又はクリップ止めで可です。
- ・ 副本は袋綴じにして、表と裏に法人実印の割印を押してください。
- ・ 別紙を参照させる場合(株式を保有する同族関係者等)は、「別紙」も一緒に袋綴じしてください。
- ・ 添付書類は袋とじしないでください。

(捨印対応を希望される場合の副本)



【添付書類 (各 1 部)】 ※2 部以上提出しないでください。複数同時申請の場合、重複書類の省略は可です。

1. 定款の写し(原本証明が必要)

- ・ 報告基準日(P9 記載例の吹出し参照)において有効な定款の写しを添付してください。
- ・ この写しに、報告日と同じ日付で原本証明をしてください(押印は不要)。
- ・ 原本証明は定款とは別葉にして添える形式でも構いません。
- ・ 会社名、所在地、目的、株式発行の有無等の変更をしているが定款を改訂していない(履歴事項全部証明書と異なる)場合は、変更した際の議事録の写し等をあわせて添付してください。

<原本証明の例>

この写しは、報告基準日(令和●年●月●日)における当社定款の原本と相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇製作所
代表取締役 〇〇 〇〇

2. 履歴事項全部証明書の原本（報告基準日以降に発行されたもの・コピー不可）
 - ・報告基準日以降に取得したもの。
 - ・謄本のコピーや登記情報提供サービス利用による印刷物は不可。
 - ・経営承継者受贈者・相続人（後継者）が報告請基準日まで継続して代表者であることがわかるもの。

3. 株主名簿の写し（原本証明が必要）※報告基準日のもの

- ・報告基準日の株主名簿の写しを添付してください。
- ・年次報告書と同じ日付で原本証明をしてください（押印は不要）。
- ・持分会社の場合は、上記 1. の定款で出資者を確認します。
- ・自己株式や完全に議決権のない種類株、単元未満の株式、相互保有株式（会社法第 308 条により議決権行使ができない場合：申請会社が議決権数の 25% 以上を保有する他の会社が保有する株式等）など、議決権がない株式に御注意ください。

(株)〇〇製作所 株主名簿				
令和〇年〇月〇日				

原本証明

4. 従業員数証明書及び証明書類（報告基準日の従業員数）

表紙（様式自由。下記例を参考）に、常時使用する従業員の数を証する書類として、①健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額決定通知書、資格取得確認通知書、資格喪失確認通知書、又は被保険者縦覧照会回答票、②75 歳以上の者（正社員なみの雇用形態の者（平均的な従業員と比して労働時間が 4 分の 3 以上）に限る）の場合は、2 月を超える雇用契約書及び報告基準日前後の給与明細書、③使用人兼務役員がいる場合は、兼務役員雇用実態証明書、雇用保険の被保険者資格を証する書類、2 月を超える使用人としての雇用契約書及び使用人給与明細書等、いずれかの使用人であることを証する書類を添付。

令和●年●月●日	
神奈川県知事 殿	従業員数証明書 株式会社〇〇製作所 代表取締役 〇〇 〇〇
報告基準日（令和〇年〇月〇日）における当社の従業員数は 100 人であることを証明します。	

※令和●年●月●日は、年次報告日と同じ日付で作成してください。

〔証明書類の添付手順〕

＜手順 1＞報告基準日から見て直前に、日本年金機構等から通知を受けた「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書（通知対象外の方の「(同) 改定通知」を含む）」（毎年 7～9 月頃）の写しを添付してください（事業所ごとの場合は全ての事業所について添付）。
なお、上記通知書に代えて「被保険者縦覧照会回答票」で証明する場合は、報告基準日から一定期間（約 2～3 週間）経過後に、健康保険・厚生年金の手続きの終了を確認の上で年金事務所へ申請（退職者も含めて請求）し交付された回答票の写しを添付。この場合、手順 2 は不要です。

＜手順 2＞（「被保険者縦覧照会回答票」で証明する場合は不要）上記決定手続き以降、報告基準日までの間に被保険者の増減があった場合には、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」または「健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書」の写しを時系列に揃えて添付。

5. 報告基準事業年度*の決算関係書類等

* P9 記載例の吹出し参照。

《ケース 1》従業員数 5 人以上の企業

以下の全ての要件を満たしている場合（規則 6 条 2 項各号に掲げる事業実態要件を満たしている場合）

- ☐ 常時使用する従業員（後継者と生計を一つにする親族を除く）が 5 人以上いること
- ☐ 事務所、店舗、工場などを所有している又は賃借していること
- ☐ 報告基準期間に引き続いて事業を行っていること

* 年次報告書の特定資産等に係る明細表の（1）～（30）欄の記載が不要になります（空欄でよい）。

① 報告基準事業年度（当該基準年度が複数ある場合は各期）に関する決算書類

⇒ 1 回目の年次報告では、認定申請基準日から報告基準日の間が 1 年以上となるケースが多いため、当該基準事業年度が複数年になる場合があります。注意が必要です。

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書（販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書等含む）
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表
- ・ 事業報告書（又は法人事業概況説明書）
- ・ 減価償却明細表（固定資産台帳）
- ・ 勘定科目内訳書

1 回目の年次報告
では 2 期分になる
場合があります！

② 事業実態を証する書類

- ・ 本社、事業所、工場など従業員が勤務するための物件を所有又は賃借していることがわかる書類（最新の土地・建物の謄本等や賃貸借契約書の写しなど）
- ・ 商品販売、役務提供などの業務を前回の基準日（1 回目の時は認定申請基準日、2 回目以降は前回の報告基準日）以降今回の報告基準日まで、引き続いて行っていることがわかる書類

売買契約書・請負契約書等又は取引先等が発行した請求書・納品書等の写し：前回の基準日の月から今回の年次報告基準日の月までの間、「契約書等」の場合は契約期間が毎月つながるように、「請求書等」の場合は毎月 1 件を選定し添付。

《ケース 2》従業員数 5 人未満の企業

ケース 1 に該当しない場合（事業実態要件を満たさない場合）

① 報告基準事業年度（当該事業年度が複数ある場合は各期）に関する決算書類

⇒ 1 回目の年次報告では、認定申請基準日から報告基準日の間が 1 年以上となるケースが多いため、当該基準事業年度が複数年になる場合があります。注意が必要です。

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書（販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書等含む）
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表
- ・ 事業報告書（又は法人事業概況説明書）
- ・ 減価償却明細表（固定資産台帳）
- ・ 勘定科目内訳書
- ・ 法人税申告書別表 4 の写し

② 年次報告書に記入した特定資産明細表を裏付ける書類

- 年次報告書の特定資産明細表の有価証券の項目において「特別子会社の株式または持分（(*3)を除く）」欄に記入した場合
 - ・当該事業年度末日現在における当該特別子会社の株主名簿の写し（原本証明）
 - ・当該事業年度末日以降の当該特別子会社の履歴事項全部証明書の原本
 - ・当該事業年度末日の翌日からみて直前以降の当該特別子会社の事業年度に関する特定資産明細表
 - ・同上の当該特別子会社の事業年度に関する決算書類〔当該特別子会社が事業実態要件を満たす場合はケース 1 と同様の書類（明細表（1）～(30)欄の記載省略も同様）及び従業員数証明書（証明書類含む）。満たさない場合はケース 2 と同様。〕
- 年次報告書の特定資産明細表の不動産の項目において「現に自ら使用しているもの」欄に記入した場合
 - ・当該不動産を自ら使用していることがわかる書類（会社パンフレット、所在地等が確認できる外観写真、地図の写しなど）
- 年次報告書の特定資産明細表の不動産の項目において、1つの物件を「現に自ら使用しているもの」欄と「現に自ら使用していないもの」欄に按分して記入した場合は次の書類を追加
 - ⇒ 特別子会社等への賃貸なども現に自ら使用していないものに該当
 - ・当該不動産の一部に関する賃貸借契約書の写し
 - ・合理的な按分を行ったことがわかる書類（建物図面の写し、按分計算書（任意様式；土地や建物付属設備等も考慮すること）など）
- 有価証券、不動産、車両等を売却等（車両の下取り等含む）した場合
 - ・譲渡価格等を証する書類（領収書、総勘定元帳の写しなど）

③ やむを得ない事由により資産保有型等に該当した場合に6ヶ月以内に解消したことを証する書類

- ・資産保有型等が解消したことがわかる特定資産明細表又は計算書など
- ・特定資産明細表又は計算書の日時や金額の根拠を証する書類（試算表、元帳など）

（注意）事業実態要件の欠落（常時使用する従業員が5人未満になる等）については、「やむを得ない事由」に該当しません。資産管理会社（資産保有型等が常態である会社）が、認定後に事業実態要件を満たさなくなった場合、その時点で納税猶予が打ち切りになるので注意が必要です。

6. 報告基準期間に、報告する企業が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

誓 約 書

令和●年●月●日

神奈川県知事 殿

株式会社〇〇製作所
代表取締役 〇〇 〇〇

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第1項又は第3項の規定（当該規定が準用される場合を含む）による報告をするにあたり、当社は、報告基準期間において、同法施行規則で規定する上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないことを誓約します。

※令和●年●月●日は、年次報告日と同じ日付で作成してください。押印は不要です。

7. 特定特別子会社に関する誓約書

報告基準期間に、特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと等を誓約するものです。

(例1) 特定特別子会社がある場合

誓 約 書	
令和●年●月●日	
神奈川県知事 殿	株式会社○○製作所 代表取締役 ○○ ○○
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第1項又は第3項の規定（当該規定が準用される場合を含む）による報告をするにあたり、報告基準期間において、下記に掲げる当社の特定特別子会社が同法施行規則で規定する風俗営業会社に該当しないことを誓約します。	
記	
○○○○株式会社（所在地：神奈川県海老名市下今泉 XXX-1）	

※令和●年●月●日は、年次報告日と同じ日付で作成してください。押印は不要です。

(例2) 特定特別子会社がない場合（特別子会社はあるが、特定特別子会社に該当しない場合も含む）

誓 約 書	
令和●年●月●日	
神奈川県知事 殿	株式会社○○製作所 代表取締役 ○○ ○○
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第1項又は第3項の規定（当該規定が準用される場合を含む）による報告をするにあたり、報告基準期間において、当社には同法施行規則で規定する特定特別子会社がないことを誓約します。	

※令和●年●月●日は、年次報告日と同じ日付で作成してください。押印は不要です。

8. その他、年次報告の参考となる書類

- ・年次報告に関して、参考となる資料をいただくことがあります。

9. 確認書交付用のあて先が記入されている返信用レターパック等

- ・レターパック（推奨）又は郵便送料+特定記録料の切手（不足が生じないように注意）を貼付した封筒（角2）。
- ・あて先については、年次報告の支援を行っている税理士・公認会計士事務所等でも構いません。

10. 連絡先・担当者の名刺、メモ、送付文など（電話番号、メールアドレス、担当者が分かるもの）

- ・年次報告の支援を行っている税理士・公認会計士事務所等でも構いません。

【注意】贈与認定後に（贈与した年の翌年以降）、先代の死亡により相続が発生した場合において、納税猶予を継続する場合には、年次報告の外に相続が発生した日の翌日から8カ月以内に「切替確認申請」が必要です。納税猶予を継続しない場合には「臨時報告」が必要になります。

〔提出書類チェックリスト（年次報告）〕

【報告書（２部）】

☐『年次報告書』（様式第 11）

⇒捨印による修正対応希望の場合、正本及び副本（袋綴じ）※添付書類は袋綴じしないでください。

【添付書類（各 1 部）】※2 部以上提出しないでください。複数同時申請の場合、重複書類の省略は可です。

☐定款の写し（原本証明が必要）※変更事項を改訂していない場合は議事録の写し等を添付

☐履歴事項全部証明書の原本（報告基準日以降に発行されたもの）

☐株主名簿の写し（原本証明が必要）※報告基準日のもの

☐従業員数証明書及び証明書類（報告基準日の従業員数）

⇒証明書類：健康保険・厚生年金保険被保険者標準月額決定通知書、資格取得・資格喪失確認通知書等

☐報告基準事業年度の決算関係書類等

⇒決算書類のほかに、《ケース 1》では、事業所の土地・建物の謄本や賃貸借契約書写し及び前回基準日以降の売買契約書、請求書等の写し、《ケース 2》では、特定資産明細表を裏付ける書類が必要です。

☐報告する企業が、上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

☐特定特別子会社に関する誓約書

☐その他、年次報告の参考となる書類（必要な場合のみ）

☐返信用レターパック等（返信先を記載）

☐連絡先・担当者の名刺、メモ、送付文等（電話番号、メールアドレス、担当者が分かるもの）

〔記載例〕

これはあくまで作成例です。詳しくは経営承継円滑化法施行規則及び申請マニュアル等でご確認ください。

様式第 11

年次報告書

令和 7 年 6 月 1 日

神奈川県知事 殿

郵便番号 243-0435

会社所在地 神奈川県海老名市下今泉 705-1

会社名 株式会社かながわ中小企業

電話番号 046-235-5620

代表者の氏名 神奈川 後継

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 12 条第 1 項又は第 3 項の規定（当該規定が準用される場合を含む。）により、下記の種別に該当する報告者として別紙の事項を報告します。

報告者の種別と申請基準日等について

報告者の種別	☐ 第一種特別贈与認定中小企業者	☐ 第二種特別贈与認定中小企業者
	☐ 第一種特別相続認定中小企業者	☐ 第二種特別相続認定中小企業者
	☒ 第一種特例贈与認定中小企業者	☐ 第二種特例贈与認定中小企業者
	☐ 第一種特例相続認定中小企業者	☐ 第二種特例相続認定中小企業者

報告者に係る認定 の認定年月日等	認定年月日及び番号	令和 2 年 1 月 1 6 日（企支第××××号）
	認定申請基準日	令和 元 年 1 0 月 1 5 日
	報告基準日	令和 7 年 3 月 1 5 日
	報告基準期間	令和 6 年 3 月 1 6 日から令和 7 年 3 月 1 5 日
	報告基準事業年度	令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 3 0 日

（備考）

① 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 である。

② 本様式における第一種特別贈与認定中
二種特別贈与
種特例贈与（「経営承継認定申請基準期間」）

報告基準期間は、前回の報告基準日の翌日から今回の報告基準日を記載します。1 回目の報告の時は、認定申請基準日の翌日からなので 10 月 16 日等からになります。

注）同一後継者の申告期限等が異なる複数の認定の同時報告に係る報告基準期間については P16～17 を参照。

報告基準事業年度とは、以下①～③に該当する全ての事業年度になります。

① 前年の報告基準日（1 回目の報告の時は認定申請基準日）の翌日の属する事業年度

② 今回の報告基準日の翌日の直前の事業年度

③ ①と②の間の事業年度

なお、第 1 回目の報告の時は、認定申請基準日と報告基準日の間が 1 年以上に及ぶため、2 期にわたるケースが多く、その場合は 2 段書又は通期にて記載します。

注）同一後継者の申告期限等が異なる複数の認定の同時報告に係る報告基準事業年度については P16～17 を参照。

年次報告日です。
報告の期限は、報告基準日の翌月から 3 ヶ月を経過する日（贈与は確定申告日の翌日から 3 か月経過日＝通常は毎年 6 月 15 日、相続は相続税申告期限日の翌日から 3 ヶ月経過日）。なお、この日が土日祝日の場合は、次の平日が期限となります。（当日消印有効）

会社所在地、会社名、代表者の氏名は、会社の登記簿謄本と同様の記載とします。代表者の氏名は記名でも差し支えありません（押印不要）。

認定申請時の種別をレ点又は黒塗りでチェックする。用語の意味は次のとおり。
第一種：先代経営者
第二種：先代経営者以外の株主
特 別：従来（一般）措置
特 例：特例措置

認定書右上に記載のものです。番号は年月日の上段に記載しています。

報告基準日は、贈与・相続税申告期限の翌日から起算して 1 年経過するごとの日（応当日）です。贈与は確定申告なので通常は毎年 3 月 15 日です。
ただし、①令和元年に贈与され令和 2 年に納税猶予の確定申告をされた方は、コロナの影響で申告期限が 4 月 16 日、②令和 2 年に贈与され令和 3 年に申告された方は 4 月 15 日でしたので、報告基準日は、毎年、①4 月 16 日又は② 4 月 15 日になります。
また、通常の申告期限が土日祝日の場合は次の平日が期限になるのでその日が報告基準日になります（記載例の場合は本来 3 月 16 日ですが、混乱を避けるため敢えて 15 日としています）。なお、個別で申告期限の延長を認められた場合は当該申告日になります。
注）同一後継者の申告期限等が異なる複数の認定の同時報告に係る報告基準日については P16～17 を参照。

アンダーラインのところに、認定申請の種類に応じて第一種・第二種、特別・特別、相続・贈与を記入してください。

報告会社の発行株式総数に係る議決権の数を記載してください（単元株を設定している場合には、株式総数と議決権数が異なるのでご注意ください（以下同様））。なお、自己株式や完全に議決権のない種類株式、単元未満の株式、相互保有株式（会社法第308条により議決権行使ができない場合：申請会社が議決権数の25%以上を保有する会社が保有する株式等）など、議決権のない株式は含めません。

(別紙1)

第 二 種 特例 贈与 認定中小企業者に係る報告事項①
(認定年月：令和2年1月16日、認定番号：企支第××××号)

1 経営承継受贈者（経営承継相続人）について

贈与報告基準日（相続報告基準日）における総株主等議決権数	(a)	1,000個	
氏名	神奈川 後継		
住所	神奈川県海老名市下今泉 705-1		
贈与報告基準日（相続報告基準日）における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(b)+(c)	875個 (b)+(c)/(a) 87.5%	
贈与報告基準日（相続報告基準日）における保有議決権数及びその割合	(b)	700個 (b)/(a) 70.0%	
適用を受ける租税特別措置法の規定及び当該規定の適用を受ける株式等に係る議決権数(*1) (本認定番号の認定に係る株式等に係る議決権数のみを記載。)	600個		
☐第70条の7 ☐第70条の7の2 ☐第70条の7の4 ☒第70条の7の5 ☐第70条の7の6 ☐第70条の7の8			
(*1)のうち贈与報告基準日（相続報告基準日）までに譲渡した数	0個		
贈与報告基準日（相続報告基準日）における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
	神奈川 妻子	神奈川県海老名市下今泉 705-1	(c) 100個 (c)/(a) 10.0%
	横浜 長女	神奈川県横浜市中区尾上町5丁目80番地	(c) 25個 (c)/(a) 2.5%
	神奈川中小物流(株)	神奈川県海老名市下今泉 705-1	(c) 50個 (c)/(a) 5.0%

2 贈与者が経営承継受贈者へ認定贈与株式を中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第12条第1項の認定に係る贈与をする前に、当該認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をしている場合に記載すべき事項について

本申請に係る株式等の贈与が該当する贈与の類型	☒該当無し ☐第一種特別贈与認定株式再贈与 ☐第一種特例贈与認定株式再贈与 ☐第二種特別贈与認定株式再贈与 ☐第二種特例贈与認定株式再贈与			
	氏名	認定日	左記認定番号	左記認定を受けた株式数
認定中小企業者の認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者。 (当該贈与をした者が複数ある場合には、贈与した順にすべてを記載する。)				

パーセンテージは、小数点第1位まで記載＝第2位以下切り捨て（以下同様）。

報告基準日に後継者である代表者が保有している議決権の数です。

納税猶予対象株式の議決権の数を記載してください。

租税特別措置法該当規定に、レ点 or 黒塗りでチェック。
第70条の
7 : 贈与税（一般）
7の2 : 相続税（一般）
7の4 : 贈与⇒相続切替（一般）
7の5 : 贈与税（特例）
7の6 : 相続税（特例）
7の8 : 贈与⇒相続切替（特例）

後継者である代表者が「納税猶予対象株式を継続して保有していること」の要件確認です。従って、この欄は、0個でないこと取消事由に該当してしまいます。

報告会社の議決権を保有する同族関係者が複数いる場合は、欄を追加し記載してください（別紙可）。なお、相互保有関係にある同族会社で、会社法第308条により議決権行使ができない場合は含めません。

当該報告会社が過去に納税猶予制度を活用したことがある場合のみ記載することになります
(先々代から先代に贈与するに当たり、本制度を活用して納税猶予の適用を受けている場合に記載)。

3 認定中小企業者について

主たる事業内容		機械部品の製造	
贈与認定申請基準日（相統認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）における資本金の額又は出資の総額		100,000,000円	
贈与報告基準日（相統報告基準日）における資本金の額又は出資の総額		100,000,000円	
贈与認定申請基準日（相統認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）と比して減少した場合にはその理由		—	
贈与認定申請基準日（相統認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）における準備金の額		2,500,000円	
贈与報告基準日（相統報告基準日）における準備金の額		2,500,000円	
贈与認定申請基準日（相統認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）と比して減少した場合にはその理由		例では、 $96+4+0-3=97$ 人	
贈与報告基準日（相統報告基準日）における常時使用する従業員の数		(a)+(b)+(c)-(d) 97人	
厚生年金保険の被保険者の数		(a) 96人	
厚生年金保険の被保険者ではなく健康保険の被保険者である者の数		(b) 4人	
厚生年金保険・健康保険のいずれの被保険者でもない従業員の数		(c) 0人	
役員（使用人兼務役員を除く。）の数		(d) 3人	
各贈与報告基準日（相統報告基準日）における常時使用する従業員の数及び常時使用する従業員の数の5年平均人数	1 回 目（令和 3 年 3 月 15 日）	(i)	97人
	2 回 目（令和 4 年 3 月 15 日）	(ii)	98人
	3 回 目（令和 5 年 3 月 15 日）	(iii)	97人
	4 回 目（令和 6 年 3 月 15 日）	(iv)	97人
	5 回 目（令和 7 年 3 月 15 日）	(v)	97人
	5 年 平 均 人 数	$((i)+(ii)+(iii)+(iv)+(v))/5$ 97人	
贈与報告基準期間（相統報告基準期間）における代表者の氏名	令和 6 年 3 月 16 日から令和 7 年 3 月 15 日まで	神奈川 後継	
	年 月 日 / 年 月 日まで		
	報告基準期間は、前回の報告基準日の翌日から今回の報告基準日を記載します。1 回目は認定申請基準日の翌日からなので 10 月 16 日等からになります。 なお、代表者に交代のない場合は、毎回、一番上の段の報告基準期間を修正してください。2～3 段目はやむを得ない理由により、贈与報告基準期間に代表者が交代した場合などに記載します。 注）同一後継者の申告期限等が異なる複数の認定の同時報告に係る報告基準期間については P16～17 を参照。		

複数の事業を行っている場合、売上が一番多い事業について、製造業その他/卸売業/小売業/サービス業などが判別できるように記載してください。

準備金は、資本準備金と利益準備金の合計額を記載してください。

(a) 欄には、厚生年金保険に加入している人数を記載してください。なお、正規従業員と比較して4分の3に満たない短時間労働者等は含みません（以下同様）。

(b) 欄には、厚生年金保険の加入対象外で健康保険のみに加入（70～74 歳）の常時使用する従業員数を記載してください。

(c) 欄には社会保険加入対象外（75 歳以上）の常時使用する従業員数を記載してください。

(d) 欄には、(a)～(c) でカウントした方のうち、役員の数を記載してください（会社にいる全役員の数ではない）。なお、役員とは株式会社の場合には、取締役、会計参与、監査役を指しますが、使用人兼務役員の方は含みません。

過去の年次報告及び今回報告における従業員数を記入してください。

5 年平均欄は 5 回目の年次報告の時のみご記入ください（それ以外は空欄のままにしておいてください）。なお、5 年平均人数については、一人未満の端数は切り捨てとしてください。

注）同一後継者の申告期限等が異なる複数の認定の同時報告に係る雇用判定期間については P16～17 を参照。

4 贈与報告基準期間（相続報告基準期間）中における特別子会社について

区分	特定特別子会社に <u>該当</u> / 非該当		
会社名	神奈川中小物流株式会社		
会社所在地	神奈川県海老名市下今泉 705-1		
主たる事業内容	運送業		
総株主等議決権数	(a) 1,000 個		
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
	神奈川 後継	神奈川県海老名市下今泉 705-1	(b) 800 個 (b)/(a) 80.0%
	株式会社かながわ 中小企業	神奈川県海老名市下今泉 705-1	(b) 200 個 (b)/(a) 20.0%

贈与の時以後に特別子会社が複数ある場合は表を追加して、それぞれ記載してください。

なお特別子会社、特定特別子会社とは以下のとおりです。

<特別子会社>

申請会社とその代表者（経営承継受贈者）及び同族関係者が保有する議決権が、総議決権の過半数に達する会社を指す。いわゆる「子会社」とは定義が異なります。

<特定特別子会社>

特別子会社のうち、申請会社とその代表者（経営承継受贈者）及び代表者と生計を一にする親族等の同族関係者が保有する議決権が、総議決権の過半数に達する会社を指します。

区分	特定特別子会社に 該当 / <u>非該当</u>		
会社名	KanagawaCo.Ltd.		
会社所在地	705-1 ebina central street...USA		
主たる事業内容	製造業		
総株主等議決権数	(a) 50,000 個		
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
	神奈川 次男	神奈川県海老名市下今泉 705-20	(b) 30,000 個 (b)/(a) 60.0%
	Taro Ebinanya	700-10 ebina central street...USA	(b) 20,000 個 (b)/(a) 40.0%

「株主又は社員」欄は、議決権を有する株主（持ち分会社の場合は社員）について、欄を追加するなどして全て記載してください（別紙可）。

5 会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式について

会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*2)の発行の有無	有 ☐ 無 ☒	
(*2)を発行している場合にはその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）

拒否権付種類株式（いわゆる黄金株）の発行の有無をレ点又は黒塗りしてください。発行している場合には保有者の住所、氏名を記載します。

(別紙 2)

従業員数（同一生計の親族を除く）5人以上で「事業実態要件」を満たす場合は、それを証明する書類等を添付することにより明細表の(1)～(30)の記載は省略できます。ただし、その場合においても、「認定の種類・年月日・認定番号」「贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）」「総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）」の欄は記載する必要があります。

第 二 種 特例 贈与 認定中小企業者に係る報告事項②
(認定年月日：令和2年1月16日、認定番号：企支第××××号)

1 認定中小企業者における特定資産等について

贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）（令和5年7月1日から令和6年6月30日まで）における特定資産等に係る明細表

種別	内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式 又は持分（(*3)を 除く。）		(1) 10,000,000 円	(12) 0 円
	資産保有型子会社 又は資産運用型子 会社に該当する特 別子会社の株式又 は持分(*3)		(2) 1 円	(13) 1 円
	特別子会社の株式 又は持分以外のも の		(3) 2,000,000 円	(14) 90,000 円
			1,000,000 円	10,000 円
2,000,000 円			0 円	
不動産	現に自ら使用して いるもの	自己使用 （本社事務 所）	(4) 100,000,000 円	(15) 0 円
			4,800,000 円	
			480,000 円	
		横浜市中区尾上 町 5 丁目 80 番 地の借地権 150 ㎡ 同上の建物 記に係る建物付 属設備（電気工 事一式）	自己使用 （従業員宿 舎）	120,000,000 円
28,000,000 円				
950,000 円				

報告基準事業年度とは、以下①～③に該当する全ての事業年度になります（認定の種類・年月日・認定番号及びこの欄は省略できません）。

- ① 前年の報告基準日（1回目の報告の時は認定申請基準日）の翌日の属する事業年度
- ② 今回の報告基準日の翌日の直前の事業年度
- ③ ①と②の間の事業年度

なお、第1回目の報告の時は、認定申請基準日と報告基準日の間が1年以上に及ぶため、2期にわたるケースが多く、その場合は、事業年度ごとに別紙2を作成します。
注) 同一後継者の申告期限等が異なる複数の認定の同時報告に係る報告基準事業年度については P16～17 を参照。

有価証券とは、金融商品取引法第2条第1項の有価証券及び第2項のみなし有価証券が該当します。
内容欄は該当するもの全てを、銘柄ごとに分けて数量等を記載。帳簿価額欄は、期末簿価でそれぞれ金額を記載。運用収入欄は、期中の配当金等のほか、期中に売却した時の対価（売却益ではなく売却額）も含まれます。

不動産とは、土地、借地権、建物、建物と一体不可分の付属設備及び建物と同一視できる構築物が該当します。
内容欄は、上記に該当するもの全てを所在・面積及び種別が分かるよう具体的に記載してください。
利用状況欄は、事業用として使用していることが分かるよう記載してください。

<自ら使用の例>
本社、支店、工場、従業員
宿舎
<自ら使用ではない例>
販売用土地、賃貸マンシ
ョン、役員住宅、遊休地

帳簿価額欄は、期末簿価でそれぞれ金額を記載してください。
運用収入欄は、期中の受取家賃のほか、期中に売却した時の対価（売却益ではなく売却額）も含まれます。

	現に自ら使用していないもの	海老名市下今泉705-1の土地 600㎡のうち3分の1部分 同上の建物のうち2階部分 上記に係る建物 付属設備（電気 工事一式）	第三者に賃貸（神奈川 中小物流㈱ 本社及び役員住宅）	(5) 50,000,000 円 2,400,000 円 240,000 円	(16) 360,000 円	同一の土地・建物の中に、 自社利用している部分とそ うでない部分がある場合 は、床面積割合など、合理的 な方法により土地なども按 分して記載してください。 ⇒ 計算明細及び根拠資料 （土地・建物謄本、建物平 面図など）資料添付。 この記載例では、1階を 自ら使用し、2階を関係会 社及び役員に賃貸している ため、同一不動産を床面積 割合で按分し、自ら使用欄 と使用していない欄に分けて 記載してください。
		横浜市中区日本 大通1の建物	遊休資産	0 円	40,000,000 円	
ゴルフ場そ 他の施設 の利用に関 する権利	事業の用に供する ことを目的として 有するもの	期中において不動産を4千万円 で売却した場合の記載例です。		(6) — 円	(17) — 円	ゴルフ場その他の施設の 利用に関する権利におい て、事業の用に供する目的 のものには、例えばゴルフ 会員権販売事業者が保有す る在庫等が該当します。
	事業の用に供する ことを目的としな いで有するもの	Cゴルフ倶楽 部会員権	投資目的	(7) 3,500,000 円	(18) 0 円	
		Dリゾート利 用券	遊休資産	0 円	100,000 円	絵画、彫刻、工芸品その他 の有形の文化的所産である 動産、貴金属及び宝石にお いて、事業の用に供する目的 のものには、例えば宝石販売 事業者が保有する在庫等が 該当します。
絵画、彫 刻、工芸品 その他の有 形の文化的 所産である 動産、貴金 属及び宝石	事業の用に供する ことを目的として 有するもの			(8) — 円	(19) — 円	期中において施設利用券を10万 円で売却した場合の記載例です。
	事業の用に供する ことを目的としな いで有するもの	絵画E	観賞用	(9) 0 円	(20) 3,000,000 円	
現金、預貯 金等	現金及び預貯金そ の他これらに類す る資産	現金 当座預金 定期預金 保険積立金		(10) 100,000,000 円 200,000,000 円 50,000,000 円 23,000,000 円	(21) 0 円 0 円 10,000 円 0 円	期中において資産を売却 した場合の記載例です。 この記載例は、絵画Eを 3百万で売却し期末の帳簿 価額は0円、運用収入とし て売却対価（売却益ではな く売却額）を記載します。
	経営承継相続人及 び当該経営承継相 続人に係る同族関 係者等（施行規則 第1条第17項第 2号ホに掲げる者 をいう。）に対す る貸付金及び未収 金その他これらに 類する資産	短期貸付金	神奈川先代 に対する短 期貸付金	(11) 5,000,000 円	(22) 0 円	「現預金その他これらに 類する資産」とは、申請会社 の資産のうち、現金や各種 預貯金だけではなく、保険 積立金等の積立金なども該 当します。
		未収入金	神奈川中小 物流㈱に対 する未収入 金	40,000,000 円	0 円	「貸付金及び未収金その 他これらに類する資産」と は、申請会社の資産（債権） のうち、経営承継相続人（後 継者）及びその同族関係者 に対する預け金や差し入れ 保証金、立替金等も該当し ます。利用状況欄には、貸 付金・未収入金の債務者又 は会社名を記載してくださ い。

「資産の帳簿価額の総額」は、貸借対照表の資産の部の合計額を記載します（ただし、①貸倒引当金、投資損失引当金などを計上している場合は、引当て前（控除前）の金額を記載。②減価償却資産・特別償却資産・圧縮記帳資産は、減価償却資産累計額・特別償却準備金・圧縮積立金等を控除後の価額を用いる（直接原価方式に合わせ計算））。

特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+ (9)+(10)+(11) 479,140,000 円	特定資産の運用収入 の合計額	(25)=(13)+(14)+ (16)+(18)+(20)+ (21)+(22) 43,570,000 円
資産の帳簿価額の総額	(24) 1,000,000,000 円	総収入金額	(26) 500,000,000 円
贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）終了 の日以前の 5 年間（贈与（相続の開始）の日前の期間 を除く。）に経営承継受贈者（経営承継相続人）及び 当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関 係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算 入となる給与の金額		剰余金の配当等	(27) －円
		損金不算入となる給 与	(28) －円
特定資産の帳簿価額等の 合計額が資産の帳簿価額 等の総額に対する割合	(29)=((23)+(27)+(28))/((24) (27)+(28)) 47.9%	特定資産の運用収入 の合計額が総収入金 額に占める割合	(30)=(25)/(26) 8.7%
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）		450,000,000 円	

損益計算書の売上高を記載（この欄は省略できません）。

2 やむを得ない事由により資産保有型会社等に該当した場合

該当した日	年 月 日
その事由	
解消見込み時期	年 月 頃

3 前回のやむを得ない事由により資産保有型会社等に該当していた場合

解消の有無	☐ 有 ☐ 無
-------	---

「総収入金額」は、損益計算書の「売上高＋営業外収益＋特別利益」の合計額を記載します。
ただし、期中に固定資産や有価証券の売却があった場合は、売却損益の額を売却額（対価）に直してから金額を加算し総収入額を計算。車の下取りなども下取り額で計算します。

「剰余金配当等」は、当該期間中に経営承継相続人（後継者）及びその同族関係者に支払われた剰余金や利益の配当金の合計額を記入します。
「損金不算入となる給与」は、当該期間中に経営承継相続人（後継者）及びその同族関係者に支払われた給与のうち、法人税法第 34 条及び第 36 条により損金に算入されない金額があった場合にその合計を記入します。

例えば、設備投資のために銀行借入をした場合など、事業の都合上やむを得ず一時的に特定資産の割合が 70%以上になった場合、6ヶ月以内に解消された場合には、資産保有型会社とみなさず納税猶予を継続できます。

〔参考〕 同一後継者の申告期限や実施年度が異なる複数の認定の同時報告に係る報告基準日等

同一の後継者がその会社の株式について、複数の者からの承継に係る円滑化法の認定を受けた場合で、先代経営者からの第一種相続の発生後に、先代以外の株主から第二種贈与により承継するケースや、第一種贈与の後年に第二種贈与を行うといったケースでは、第一種と第二種で申告期限や年次報告の開始時期等が異なってきます。しかしながら、同一の後継者の場合には、認定の有効期間（事業継続期間）を全て同一期間とし、年次報告を同時に行う必要があります。

こうした場合の認定の有効期間（事業継続期間）や報告基準日等の設定基準は、以下のとおりとなります。

【基本原則】

後継者ごとに、その会社の株式等について、最初に贈与税又は相続税（以下「税」という）の申告期限が到来する認定の申告期限の翌日を起算日として全てに適用する。

- ・この基本原則は、令和4年9月1日以降に、初めて円滑化法の認定を受けた者に適用される（最初に円滑化法の認定を受けた日がこれより前の場合は、全て第一種の申告期限の翌日が起算日）。
- ・円滑化法の認定は、第一種 ⇒ 第二種という順で認定する必要があるため、認定と税の申告期限がともに、この順番となるケースが多いが、例えば、第一種の相続が6月、第二種の贈与が同年7月の場合、第一種相続の申告期限は翌年4月、第二種贈与は3月（確定申告）となり、税の申告期限が逆転して第二種が先行するケースもあることに留意する。

<報告基準日>

最初に税の申告期限が到来する認定の申告期限の応当日（年単位）を「報告基準日」として全てに適用する。

- （事例1）同年に第一種 ⇒ 第二種の順で実施しているが、申告期限が逆転して第二種が先行するケース
- ・第一種相続：相続開始日 R4.6.20、認定申請基準日 R4.11.20、申告期限 R5.4.20
 - ・第二種贈与：贈与実行日 R4.9.10、認定申請基準日 R4.10.15、申告期限 R5.3.15

申告期限が逆転のケース！

⇒報告基準日は、第一種の報告についても先に申告期限が到来した第二種の申告期限の応当日＝3月15日となる（ex.年次報告1回目は R6.3.15）。認定の有効期間（事業継続期間）は、いずれも R5.3.16～R10.3.15 となる。

<報告基準期間>

最初に税の申告期限が到来する認定の報告基準日（ただし、1回目の報告時は認定申請基準日）の翌日から次の年の報告基準日までの間を「報告基準期間」として全てに適用する。

⇒事例1の報告基準期間では、いずれも1回目 R4.10.16～R6.3.15、2回目 R6.3.16～R7.3.15 などとなる。

<報告基準事業年度>

最初に税の申告期限が到来する認定の事業年度を「報告基準事業年度」として全てに適用する。

- （事例2）第一種相続の翌年に実行した第二種贈与の申告期限後に1回目の年次報告を迎えるケース
- ・第一種相続：相続開始日 R4.11.28、認定申請基準日 R5.4.28、申告期限 R5.9.28
（報告基準日 R6.9.28、報告基準事業年度 R5.4.1～R6.3.31）
 - ・第二種贈与：贈与実行日 R5.6.10、認定申請基準日 R5.10.15、申告期限 R6.3.15

⇒報告基準事業年度は、第二種の報告についても第一種の報告基準事業年度 R5.4.1～R6.3.31 となる。同様に報告基準日 R6.9.28、報告基準期間 R5.4.29～R6.9.28 となり、第一種の1回目の年次報告時に同時報告する。認定の有効期間（事業継続期間）は、いずれも R5.9.29～R10.9.28 となる。

<雇用判定期間>

最初に税の申告期限が到来する認定の有効期間（事業継続期間）を「雇用判定期間」として全てに適用する。

（事例3）第一種の2年後に実行した第二種の申告期限後に第一種の2回目の年次報告を迎えるケース

・第一種贈与：贈与実行日 R4.9.1、認定申請基準日 R4.10.15、申告期限 R5.3.15

（報告基準日：1回目 R6.3.15、2回目 R7.3.15）

・第二種相続：相続開始日：R6.4.10、認定申請基準日 R6.9.10、申告期限 R7.2.10

⇒第二種の報告についても第一種の認定の有効期間（事業継続期間）R5.3.16～R10.3.15が雇用判定期間となる。従って、第二種の初回の年次報告書も、1回目の報告基準日 R6.3.15 及び2回目（今回）の報告基準日 R7.3.15 の従業員数を記載し、第一種の2回目の年次報告時に同時報告する。雇用判定は、5回目（第二種では実質4回目）の年次報告時に、雇用判定期間5年間の従業員数の平均人数にて判定する。

※年次報告書の様式では、次の太枠で囲まれた部分が全ての認定で同じ内容になります。

（1 頁目の次の部分）

報告者の種別	☐ 第一種特別贈与認定中小企業者	☐ 第二種特別贈与認定中小企業者
	☐ 第一種特別相続認定中小企業者	☐ 第二種特別相続認定中小企業者
	☐ 第一種特例贈与認定中小企業者	☐ 第二種特例贈与認定中小企業者
	☐ 第一種特例相続認定中小企業者	☒ 第二種特例相続認定中小企業者
報告者に係る認定の認定年月日等	認定年月日及び番号	令和〇年〇月〇日（企支第××××号）
	認定申請基準日	令和6年9月10日
	報告基準日	令和7年3月15日
	報告基準期間	令和6年3月16日から令和7年3月15日
	報告基準事業年度	令和5年11月1日から令和6年10月31日

（別紙1の次の部分）

各贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数及び常時使用する従業員の数の5年平均人数	1 回目（令和6年3月15日）	(イ)	97人
	2 回目（令和7年3月15日）	(ロ)	98人
	3 回目（年 月 日）	(ハ)	人
	4 回目（年 月 日）	(ニ)	人
	5 回目（年 月 日）	(ホ)	人
	5 年 平 均 人 数	((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ))/5	
贈与報告基準期間（相続報告基準期間）における代表者の氏名	令和6年3月16日から令和7年3月15日まで	〇〇	〇〇
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		

太枠の部分が全て同じ内容になる！

（別紙2の次の部分）

1 認定中小企業者における特定資産等について

贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）（令和5年11月1日から令和6年10月31日まで）における特定資産等に係る明細表

⇒ 添付書類の原本証明、誓約書等の報告基準日・報告基準期間についても同様です。

〔申請窓口（申請書提出先）〕

登記上の本社所在地が神奈川県の中小企業の方は、次の窓口が申請書の提出先になります。なお、郵送のみの受付となります（消印有効）。

名 称	所 在 地	電 話
かながわ中小企業成長支援ステーション	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県中小企業支援課内	0 4 5 - 2 8 5 - 0 7 4 8

※ 申請窓口へ来訪し相談される場合は、事前の電話予約が必要です。